

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十第

行發日一月四年一十正大

論叢

二重稅論

法學博士 小川郷太郎

我が國民所得の地方別研究

法學士 汐見三郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島錦治

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

時論

華府會議に於ける支那關稅問題

法學博士 末廣重雄

我が邦の營業稅を論ず

法學博士 神戸正雄

勞働保險に關する一考察

法學博士 山本美越乃

說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部靜治

雜錄

獨逸の同盟罷業保險

經濟學士 岡崎文規

安倍^{法學士譯}「唯物史觀と餘剩價值」

法學士 水谷長三郎

竹内法學士譯「富國論」

法學博士 河上肇

支那の關稅改正に就て

末廣重雄

支那は一八四三年以來其の關稅自主權に甚しき束縛を加へられ(註一)、從價五分稅を原則とする片面的協定稅率を採用せざるを得なかつたから、其の財政上經濟上に蒙る不利損失極めて大なるものがあつた。是に於て稅權の恢復は多年支那朝野の大に希望するところであつた。ヴェルサイユ講和會議に勢力範圍の撤廢、外國駐屯軍の引揚、外國郵便局の廢止、領事裁判權の撤去、租借地の還附、居留地の回收と共に稅權恢復を支那の國民的希望として提出し列國の顧みるどころとならなかつたけれども、獨逸、奧地利及び洪牙利の三國に對しては幸に目的を達することを得た(註二)。之に乗じて支那は今次華府會議に又もや稅權恢復を包含する關稅改正に關する要求を提出し、遂に去る二月六日支那關稅條約の調印を見ることになつたから、左に其の經過の大要を

述べ且つ我國の探るべき對應策に就て論じたいと思ふ。

(註一) 一八四三年七月の英支通商章程第六條及び附屬輸出入稅表に依れば協定せられたる從量稅品は輸入品は四十八種に過ぎぬ(其の稅率は概して從價五分を原則として算出したものである)。此他稅表に掲げられぬものは總て從價五分稅とするのである。米國は一八四四年七月の通商條約第二條佛國は同年十月の通商條約第六條の最適國條款により之に均霑した。

(註二) 一九二二年五月の獨支通商に關する獨逸全權 H. von Borch の宣言及び獨支協約第四條、一九一九年九月の對奧講和條約第一三、一一四條一九二〇年六月の對洪講和條約第九七、九八條參照

二

華府會議開會前に米國が參加列國の承認を得た會議々題の一である支那關係諸問題中に、支那の「領土的保全」と共に「行政的保全」が掲げられてあつた。之に基いて支那全權が昨年十一月十六日華府會議の極東問題委員會に於て發表した支那關係諸問題の決定に關して適用せらるべき十大原則中第五の

政治上司法上及び行政上の各種の自由に對し現に支那に加ふる制限は直ちに若しくは事情の許す限り速に之を撤廢すべきこと

に依つて、領事裁判權の撤去、外國郵便局の廢止、居留地の回收と共に稅權の恢復を暗示するものであつた。之を參考として作製した四箇條より成る支那に關するルート決議案を、同月二十一日同委員會に於て、八國委員は全會一致を以て可決したが、其中に

(一) 支那の主權、獨立、領土的并に行政的保全を尊重すること

(二) 支那に對し支那自身有力にして安固なる政府を確立し且つ保持する爲めに十分にして自由なる機會を與ふること

の二箇條があつた。蓋し支那が有力にして安固なる政府を確立することは支那の爲め極東平和の爲めに必要であるけれども、關稅其他の財源に關する支那の管理に對して制限が行はれ、支那の財政が堅實なる基礎の上に立脚せざる限り之を望み難い、支那をして有力にして安固なる政府を確立する爲め十分にして自由なる機會を有せしむるには、支那の行政的保全に對する財政的制限を撤廢するか、少くとも之を緩和することが急務である。従つて上記ルート決議に基いて、會議は支那關稅改正問題を議することになつた。

十一月二十三日の極東問題委員會に於て、支那全權顧氏が提出した關稅改正に關する支那の要求は左の三箇條である(註二)。

(一) 支那は稅權の完全なる恢復を要求する。

(二) 然し(一)の即時實行は定めし困難であらうから、其の實行を一定期間後に讓ることとし、其迄の間は最高稅率を協定し、支那は其の範圍内に於て輸入品の種類に應じて稅率に差等を設けることにしたい。

(三) 支那の現在の財政狀態は至急國庫收入を増加する必要があるから、名あつて實なき現行從價

五分稅を一九二二年一月一日以後改正し、日英米三國と支那との間に在る一九〇二年及び一

九〇三年の條約の規定するところに従ふて、從價一割二分五厘に増加したい。

然らば支那が關稅改正を要求する理由は如何。支那全權が極東問題委員會に於て説明したところは左の數點に歸する。

(イ) 關稅自主權は總ての獨立國が有するところである。然るに支那と列國との現行條約は支那が自

由に其の關稅率を定むることを許さぬから、其の主權を侵害するものであると云はねばならぬ。

(ロ) 現行支那關稅制度は列國と交換的互讓的に關稅率を定むる權利を支那より奪ふものである。従

つて支那に輸入する總ての外國商品は僅かに從價五分の關稅を支拂ふのみであるに反し、外國に輸入する支那商品は非常に高率なる關稅を支拂はねばならぬやうになつてゐる。

(ハ) 現行支那關稅制度は均一なる稅率を設けて、商品の種類に應じて稅率を異にするところがない

から、全く支那の經濟的社會的必要を顧慮せざるものであると云はねばならぬ。機械類の如き

支那の經濟的發達に對し緊要にして缺ぐべからざるものと、酒、煙草の如き無益有害にして重稅を課しても差支なきものと、全く稅率を同くし其間に差別を設けぬから、支那の關稅制度は

全く非科學的である。

(ニ) 現行支那關稅制度は其の改正を甚だ困難ならしめる。是れは一九二二年及び一九一八年の改正の經驗に徴して明である。

(ホ) 現行支那關稅制度は支那の財政上非常なる不利を生ずる。元來列國の關稅收入は總歲入の重要な部分を占め、英國に於ては總額の一割二分、佛國に於ては一割五分、米國に於ては三割五分に當るに反し、支那に於ては僅かに其の一小部分を占むるに過ぎぬ。

(ヘ) 現行輸入稅率を現實五分に引上げて、之に依つて生ずる關稅收入は未だ經費多端なる支那政府の所要を充たすに十分でない。

惟ふに現在支那の財政は窮乏を告げ殆んど破綻に瀕してゐるが、之を救濟する一の方法が裁兵であることは夙に識者の認めるところであつて、關稅引上問題に聯關して極東問題委員會が、現在の支那財政の窮乏は督軍の擁する軍隊の給與の巨額なるに基くから、之に大削減を加ふるは支那の財政恢復を速ならしむる所以であるとして、支那軍隊削減に關する決議(二月一日第五回總會に於て採用)をなしたことは至當であると云はねばならぬ。支那の軍隊は寧ろ無用有害であるばかりでなく、現在百萬を超過すると云はるる兵士の給與は支那中央政府と地方政府との財力不相應に巨額であつて(註四)、支那財政を救濟する爲めには裁兵は目下の急務であるけれども、支那軍界の頭目に於て自己の部下に在る軍隊を裁撤するの誠意がなく、よし是ありとするも、現在

の如く、支那の經濟界が不況であつては裁兵したる兵士に職業を與ふることが困難であるから、失業兵士は忽ち土匪に化して支那の平和を擾亂することになるであらう。支那全權は此の決議は支那政府及び支那國民の希望並に決心と全く一致すると言明したけれども、其の實行は蓋し容易の業でない。従つて支那財政救済の爲めには取り敢へず他の有效なる方法を講せねばならぬ。然らば他の有效なる方法とは何であるかと云へばそれは關稅の引上げであつて、列國は或る程度まで支那の要求を已むを得ざるものとして之を承認することになつた。

(註三) 上述の如く支那關稅改正の要求は既にザエルサイニ講和會議に提出されたが當時支那全權の提出したところのものは大要左の通である。

支那と列國との間に一定期間を協定し期間満了する時は支那は自由に稅率を改正し得ること即ち支那は他の獨立國同様稅權を恢復すること。然し其の即時斷行は困難であらうから一時的のこととして

第一には二年後に現行關稅則を廢して之に代ふるに無條約國民の通商に適用する稅則即ち國定關稅條例を以てしたい。

第二には此の二年内に支那は列國と交渉して左記條件の下に別に新稅則を協定したい。

a、如何なる特惠的待遇も之を相互的にすること。

b、奢侈品の稅率を最も重くし日用品之に次ぎ原料品をして最も輕からしむるやう稅率に差等を設くること。

c、一九〇二年及一九〇三年の通商條約に規定する釐金廢止より生ずる收入減少を補填する爲め日用品の稅率を一割二分五厘より

輕からしめたいこと。

(註四) 民國七年末に於ける陸軍兵數約百三十萬經費二億圓に上る。

華府會議に於て、列國は如何なる態度を以て支那の關稅改正に關する要求に接したかと云ふに、第一の要求たる稅權恢復に關しては、極東問題委員會分科會の議長たりし米國全權アンダーワツド氏が同委員會に報告したところに依れば、

支那不安の現狀に鑑み、今日直ちに支那が稅權を恢復することは結局支那の不利となり、世界の損害となると考へる。列國は決して専ら私利を圖るものでもなく又支那の完全なる主權を否認せんとするものでもない。支那が其の各省に於て議院政治を設け且つ現存する軍人の管理を廢止し、列國をして支那政府は支那の完全絶對なる管理者であると感ぜしむる時に至り、支那は始めて今日會議に於て要求しつゝある主權の恢復を實現し得るであらう。

氏の云ふところは、要するに南北統一なく、而して此の南北に分裂するものが更に督軍の爲めに數十個の自治領に分裂し、殆んど無政府の狀態に没入しつゝある支那に對しては今日は未だ稅權恢復を認むる時代でないとするのである。果して然らば支那が統一し、鞏固にして眞正なる議院政治が行はるるは果して何れの時にあるであらうか。支那が其の稅權を恢復して宿志を遂ぐるの日は決して近き將來にあるまいと思はれる。

第二の要求たる稅權恢復の時まで實行すべき最高稅率を暫定的に協定するの件に對しても列國は同意を與へなかつた。第三の要求即ち一九〇二年の英支通商條約及び一九〇三年の日支及び米

支二通商條約に規定する附加稅賦課に關しては、列國は之を一九二二年一月一日より實行することとは承認しなかつたけれども、直ちに其の實行準備に着手すべく特別委員會を開催することになつた。抑も從價五分稅に其の一倍半に當る附加稅即ち從價七分五厘を加へ從價一割二分五厘を増加することは、一九〇二年九月のマツケー條約第八條が支那内地に於ける釐金其他之に代るべき通過稅の撤廢を條件として始めて認めたところであるが、翌一九〇三年十月の追加日支通商航海條約第一條及び同年十月の米支通商條約第四條も亦之を認め、但だ他の條約國の同意がなかつた爲めに今日まで其の效力を生ずるに至らなかつた。其後所謂裁釐加稅は支那政府の宿題となつてゐたが、一九一九年五月駐支列國公使より「支那國內に於ける通過稅徵收は支那の對外貿易増進に對して極めて不利なる影響を及ぼすから、斯くの如き課稅を廢止する方法を研究せんことを切望する」といふ通告があり、一九二〇年一月に至つては在支英國商業會議所が上海に於て開催した聯合大會に於て裁釐加稅實施贊同の決議があつて、裁釐加稅に關する支那政府の希望を益々強めた。是に於て支那政府は一九一八年上海に於て開會した支那關稅改正會議の決議に基く新關稅會議の遠からず開かるべきを豫期して、一九二〇年三月列國に對して裁釐加稅に關する提議をなし、更に今次華府會議に提案して上述の如く列國の同意を得、支那と日英米三國との間にある現行通商條約に規定する附加稅賦課の目的を以て、釐金廢止其他前記諸條約に規定する諸條件履

行の方法を準備する爲め、支那關稅條約實施後三箇月以内に特別委員會を開催することゝなつたのであるが、附加稅賦課の條件たる釐金廢止は果して容易に行はれるであらうか。

釐金廢止は決して難事でない。支那政府の決心次第で實行容易であると言ふ者があるけれども、實際論者の云ふ通りであるか頗る疑問である。現實五分實施の上に行ふ附加稅七分五厘賦課に依り支那政府の收入増加は銀約八千萬弗に上り、釐金廢止に依つて失ふところは銀約五千萬弗に過ぎぬから、單に此點より觀察すれば釐金廢止は事容易であるかの如く思はれる。然し極度の財政難に陥れる支那政府は附加稅賦課に依つて生ずる收入増加を地方政府に廻附する餘裕を有するか否かゞ疑はしいから、釐金を以て地方財源の尤なるものとする地方政府は容易に廢止に同意すまい。然らば支那政府は此の反對を排して廢止を斷行する實力を有するであらうか。曾て第一革命後釐金廢止を斷行した地方があつたけれども、財政難の爲め間もなく復活したのみならず、地方に依つては却つて革命前よりも苛酷となつたと云ふではないか。釐金廢止には先づ支那の政治的統一が必要があつて、支那の政治的現狀は遽に釐金廢止の實現を許さないと思はれる。更に今日釐金徵收局は全國に於て約一萬に近く、之に依て衣食する官吏十數萬の多きに上るさうであるが釐金廢止に伴ふて生ずる此等官吏の失業問題は支那の一大社會問題であらうから、釐金廢止は容易に成功を期し難い。米國政府にして此の實行難を知らざるの理はない。知つてしかも尙釐金廢

止を條件とする七分五厘の附加稅賦課に關する支那の要求を支持したことは、例の支那懷柔策に出づるに外ならぬではあるまいか。

四

一九一八年上海に開かれた支那關稅改正會議に於て支那關稅を改正し、之を現實五分に引上げたが(一九一九年八月より實施)、其後物價又變動があつて時價に對し現實三分五厘に當るに過ぎぬから、之を再び現實五分に引上げるやう支那全權の要求があつた。加ふるに上記上海の會議に於て改正稅率は講和條約批准後二箇年を経過する時は其の全部又は一部の改正を行ひ得べき旨の決議もあつたことであるから、華府會議に於て列國は現行支那輸入稅率を改正して現實五分に相當せしむることとし、之が爲め改正委員會を成るべく速に上海に開くことに決した。而して外務省發表の支那關稅條約要領に依れば、「右改正は本會議(華府會議を指す)に於て本決議(現實五分改正に關する)を採用したる日(即ち一九二二年二月四日)より四箇月以内に之を完了するやう成るべく迅速に其の進行を圖り、改正委員會の公示後二箇月を経て成るべく速に之を實施すべし」とあるから、現實五分稅は今秋より實施せらるることになるであらう。(註五)(註六)

更に列國は英國の提議に基いて、釐金廢止其他條約上の諸條件の履行以前に於て、一時の辦法として有稅品に對して一律に従價二分五厘、關稅を引上げるも輸入減少の虞なき或種の奢侈品に

對しては従價五分を超えざる範圍内に於て二分五厘以上の附加税を賦課するに同意した。現實五分に改正する上に其の二分五厘又は其れ以上の附加税を賦課するのであるから、現實七分五厘又は其れ以上となり少くとも現在に二倍することになる。此等の改正に依つて支那は幾何の國庫增收を得るやと云ふに

現實五分引上により 銀 一七,000,000弗

二分五厘の附加税により 銀 三三,000,000弗

奢侈品に對する附加税により 銀 二一,七〇〇,〇〇〇弗

合 計 銀 四一,七〇〇,〇〇〇弗

に上り、支那政府は之を擔保として大借款を起し、其の窮迫せる財政を救濟することを得るであらう。今次の關稅改正に依つて支那は其の宿望の一部を遂げ、財政上好財源を得ると同時に國內産業の保護上多大の利益を享受するから、支那の爲めに大に慶賀すべきことであらう。

(註五) 一八五八年天津條約第二十七條等によれば締約國の一方は毎十年一回稅率の改正を要求し得るけれども一九〇二年まで支那は改正を要求することがなかつた。一九〇二年の改正後十年にして支那は再び改正を求めんとしたけれども十數箇國の同意を得ることが困難であつたから中止した。一九一八年に至り參戰の報酬として三たび改正の同意を得同年十二月現行關稅率が決定せられた。新に成れる支那關稅條約に依れば近く改正せらるべき稅率は四箇年後に改正し其後は十年目毎に行ふべき定期改正に代へ七年目毎に定期改正を行ふことになつた。

(註六) 陸路貿易に對しては一九一八年の關稅改正前に於ては輸入稅率は日露英佛諸國との間の特別取極の爲めに一率に適用せ

られなかつた一九一九年五月發表の支那改正關稅率に關する我が外務省の說明書に依れば例へば安奉鐵道又は東支鐵道經由滿洲へ輸入せらるる貨物は一九〇二年の改正稅率より三分の一の輕減を受くるに反し印度支那又は緬甸方面より廣西雲南地方に輸入せらるる貨物は之よりも一層低率なる一八五八年の稅率を基礎として三割減とせらるるが如き不公平があつた。更に又北鮮方面より聞島地方に輸入せらるる貨物に對しては明治三十八年十二月の滿洲に關する日支條約附屬協定第十一條に陸路貿易に關し特に最惠國の待遇を與ふべき旨の規定が存したにも拘はらず依然として一九〇二年の輸入稅率を何等の輕減もなく適用しつゝあつた。仍て帝國政府は一九一八年の上海會議に於て如上支那各方面陸境に於ける關稅上の差別待遇を矯正する目的を以て支那政府及び關係列國代表者と交渉するところがあつて其の結果一九一九年八月一日改正輸入稅率實施の日より各陸境を通じて一律改正稅率を適用し之に所定の率によつて輕減を受けることになつた。

支那關稅條約は更に一步を進めて支那の總ての陸境及び海境に於て賦課すべき關稅率は均一なるべしとの原則を認め同條約に依つて設置せらるべき上掲特別委員會は右原則の適用方に關する措置を講ずることにした。而して前記原則の實施以前に於ては同條約に基いて行ふべき關稅率改正又は附加稅賦課の結果として生ずべき關稅率の引上げ支那の總ての陸境及び海境に於て均一の從價稅率により一律に之を徵收することにした。

五

支那の關稅改正に關し我國の商工業家殊に紡績業者の間に反對論が現はれた。反對論者の言ふところに依れば、既に一九一八年の關稅改正に依り我國は五割乃至六割の新負擔を爲し支那の爲めに多大の犠牲を忍んだ。然るに三年ならずして又もや時價に對し現實約三分五厘に當るに過ぎざるを理由として約一分五厘を増し、現實五分に引上ぐることに決定した。現實五分は已むを得ずとするも、二分五厘の附加稅を設けて七分五厘とするは何事である。此の改正は我國の商工業

に大打撃を加へ我が國民の經濟上寒心に堪へぬ次第であつて、我が政府當局が輕々に之に賛成せるは沙汰の限りであるとするのである。

或る紡績業者の如きは日支の經濟關係を根本的に考へて支那の關稅改正に絶對に反對するばかりでなく、進んで關稅撤廢を主張するのである。曰く、我國は商工業立國主義を國是とすべく、之が爲めには我國は支那の原料品を利用すると同時に之に加工した製品の販路を同國に求め、日支兩國相合して經濟上一單位を形成せねばならぬ。日支兩國を打つて一丸となし、其間に於て有無相通じ自給自足の途を講ずることは日支共存共榮の爲めに絶對的に必要である。然るところ支那に於て最近内外人の經營する工業の偉大なる發展があつて、我が製品は支那市場に於て支那製品との競争に打勝つことが漸く困難になり、更に支那に於て工業が勃興し原料品の需用が多くなるに伴ふて我が工業原料品の確保も困難となり、經濟上日支の利害全く相反するに至るの虞がある。斯くの如きは我國の經濟的生存を危殆ならしむるものであるから、我國は萬難を排して日支の經濟關係を密接にし經濟上一單位を形成するやう努力せなければならぬ。之が爲めには種々の施設を必要とするが、最大緊要事は支那の關稅を撤廢するにあると。

日支兩國が經濟上一單位を形成し、支那をして我が工業の原料品供給地たらしむると同時に其の製品の市場たらしむることは我國に取つて極めて有利で誠に望ましいことであるけれども、餘

り身勝手な要求であるやうに思はれる。此論は十八世紀の終近くまで歐洲諸國例へば英國が其の植民地に對して採つた經濟政策と形式に於てこそ異なれ、精神に於ては全く同一であつて、英國が其の植民地を從屬的のものと考え、英國の利益の爲めに存在するものとして取扱つたと同じく、獨立國たる支那を我國の利益の爲めに存在するものとし、我國が自由に之を搾取して差支へなしとするものではあるまいか。英國が北米植民地を搾取したことは、遂に之をして英國より分離獨立して米國を建設せしむることになつた。國權恢復に熱中し自國工業の勃興を熱望する支那が、工業國たる我國に對して原料品供給國たり我が製品の市場たるに満足して我國の搾取するに任せるであらうか。我が軍閥の政治的侵略に憤慨して、大正四年の日支交渉以來我國を仇敵視する支那は我國の經濟的侵略にも斷乎として反對するに相違ない。日支經濟的一單位論を意味する支那關稅撤廢論は云ふべくして容易に行ふべからざるものであると考へる。

六

然らば從價二分五厘の附加稅を賦課し七分五厘とするの件は如何。私は、多年片務的協定稅率の拘束に苦しんだ經驗を有する我國は支那現在の立場に深く同情すべく、日支親善の爲めには少額の關稅引上げばかりでなく、事情の許す限り速に稅權の恢復もなし得るやう大に支那を援助すべきであると思ふけれども亦、同時に我國の立場を顧み、我が商工業の事情も考慮せねばならぬ

と信する。

抑も支那は我が貿易の好華客であつて我が對支輸出は總輸出少からざる部分を占め、大正七年には輸出總額の一割八分、大正八年には二割一分、大正九年には同じく二割一分に當るけれども、英米に於ては其の對支輸出は各其の總輸出の極めて僅少なる部分を占め、先づ英國に就て云へば大正七年には二分二厘、大正八年には二分、大正九年には二分八厘に當り（註七）、米國も之と大同小異であつて、大正七年には一分二厘、大正八年には一分九厘、大正九年には二分二厘に當るに過ぎぬ（註八）。従つて對支輸出貿易に關しては我國と英米とは全く其の立場を異にし、其の盛衰は我國に取つて極めて重大であるに反し英米に取つては必ずしもさうでない。況んや英米の對支輸出品は我國のそれとは頗る趣を異にし、例へば英國の綿製品は主に細地物の優等品であるに反し、我國は太地物の下等品を主とする。一般的に見れば英米の精工業に對し我國は粗工業に盛んであつて恰も支那の工業と競争する地位にあるから、支那の關稅改正は英米に取つては大した問題でなくとも、我國に取つては國民經濟上多大の影響ある問題となるのである。然るに一九一八年の關稅改正に依つて支那内地製品は少からぬ保護を受けて我國との競争上大に有利となつた上に、又もや關稅の引上が行はれて現在と比較して二倍となる際には我國は大なる打撃を蒙らざるを得ない。華府會議に於て我國の全權が英國の附加稅二分五厘賦課案に對して一時贊成を躊

踏したのは大に所以あることである。然し支那の最大輸入國たる英國(香港貿易を加へて)が提案し米佛諸國が之に賛成する以上、大勢上我國は單獨に之に反對するを得ない。結局賛成せねばならぬものなれば、賛成を濫つて支那人の反感を今日以上甚しくするが如き愚なことをせず、寧ろ進んで快諾すべきではあるが、又我國の特殊なる事情に考へ、新關稅改正に順應するの用意を爲す時間を求めても決して不當のことでない。支那關稅條約に依れば、二分五厘の附加稅の實施期、目的及び徵收の條件は釐金廢止其他諸條約規定の條件履行の方法を準備する爲め開催する特別委員會に於て定むることになつてゐるから、我國は同委員會に於て右の目的の爲め實行期に就き手加減をなし、準備の爲め成るべく長き時間を與ふるやう要求しなければならぬ。

更に我國は此際支那原料品輸出稅の廢止少くとも其の輕減を要求すべきである。此の原料品輸出稅廢止は私の持論であるが此際又もや此の主張を繰返したいと思ふ。願ふに輸出稅が支那輸出入貿易の増進を妨ぐるに甚しく、從來之を廢止すべくして而かも今日まで之を廢止することを得なかつたのは、支那の財政上の窮迫之を許さざるに基くところが多いのである。然るところ今や輸入稅率を現實五分に引上ぐることに依つても、支那關稅收入の増加は銀千七百萬弗に上るから、此の機會に其の一部を割ひて原料品輸出稅の廢止少くとも其の輕減を實行することが望ましい。一九〇〇年の支那輸出稅收入は銀約二千萬弗であつて、其中原料品輸出稅が幾何に上るや

を詳にするを得ないが、總額の四割と見て約八百萬弗に過ぎぬから其の廢止は必ずしも不可能でない。況んや輕減に於てをや。

もつとも、從價二分五厘の附加税賦課の條件として原料品輸出に對する關稅の廢止又は輕減を問題とすることは華府會議に於てするが適當であつて、外務省發表の支那關稅條約要領に依れば從價二分五厘の附加税賦課問題を議する特別委員會の問題とし得るや否やは疑しいが、支那と日英米諸國との間の通商條約に規定する七分五厘の附加税賦課の目的を以て釐金廢止其他前記諸條約規定の條件履行の方法を準備する爲めに開く特別委員會即ち二分五厘の附加税賦課問題も序に取扱ふ委員會の問題と爲し得ることは殆んど疑のないところである。一九〇二年のマツケー條約第八條第七項を觀るに

支那政府は輸出税を出來得る限り從量税に換算すべく其の税率は從價五分を超過すべからず又現行税率は少くとも六箇月前に通知するにあらざれば之を引上ぐることを得ず。

現行輸出税率にして五分以上なるものある時は之を越えざる率に引下ぐべし。

とある。本條は輸出税を從價五分以上に引上ぐることを禁ずるが目的であつて、之を從價五分以下に引下げ又は全く廢止することを妨げぬばかりでなく、何時たりとも之を實行して差支へないのである。但だ從來は財政上の事情が之を許さなかつたけれども、輸入税増加の結果輸出税廢止又

は輕減の爲めに生ずる收入不足を補填する途のある今日何等顧慮すべきところがない。我國は至急原料品輸出税の廢止少くも其の輕減を求め、今次支那の關稅改正が我が對支貿易に及ぼす打撃を多少たりとも緩和することを圖らなければならぬ。

(註七) 英國の輸出總額に對する對支輸出額(香港を加へず)は一九一八年には五億三千二百三十六萬磅に對し一千百八十五萬磅、一九一九年には九億六千二百六十九萬磅に對し二千百一十一萬磅、一九二〇年には十五億五千七百九十七萬磅に對し四千三百九十三萬磅である。

(註八) 米國の輸出總額に對する對支輸出額は一九一八年には六十億四千七百八十七萬弗に對し七十三百九十四萬弗、一九一九年には七十七億五千七十八萬弗に對し一億五千三百二十二萬弗、一九二〇年には八十億八千八十一萬弗に對し一億七千七百五十六萬弗である。

七

支那の改正關稅率の實施は目前に迫り、我が商工業家が之に依つて蒙る打撃は決して尠少でないが、其の對應策として學者や實業家の主張するものに種々ある。其一は支那向き商品を製造する我が粗工業を支那に移轉することである。例を紡績業に取つて云へば、世界大戰に伴ふ歐米諸國貿易の制限、運賃保險料の騰貴等種々なる事情は支那に於て外國品の輸入を困難ならしめ、綿糸の如き價格の暴騰を來して支那紡績業の進歩を刺激するところ少なからずであつた。一九一八年の輸入稅改正は更に之に保護獎勵を加へ、我國の對支綿糸輸出は漸く困難を感ずることになつたから、我が紡績會社の或るものは進んで既に支那に工場を設置し、目下對支發展を計畫中のもも少くない(註九)。然るところ新關稅引上によつて支那の紡績業は一層發展し日本綿糸の輸入

を防遏することになるであらうから、我が紡績業者は益々支那に侵入して紡績工場を設置し支那紡績業の壓迫を免れねばならぬのである。此の支那移轉は我が工業の發展には相違ないけれども、實は我が資本家の發展に過ぎないことであつて、我が國民の多數者たる勞働者は之に依つて殆んど何等の利益も享受せぬから、國家的見地より觀れば支那關稅引上の對策として最善のものとは云へない。

第二は我が國內に於て精工業を盛にし優良品を支那市場に供給して支那製品の競争を避けることである。勿論支那に於ても粗工業の發展に伴ふて精工業も漸次發達するに相違ないけれども、我が工業が常に支那に一步を先じてゐれば其の前途は決して憂ふるに足らぬ。是れは將來工業國として發達すべき支那を競争者として我が工業が生存し發展し得る唯一の途であつて、之が爲めには我國が支那よりも優秀なる文化即ち支那に卓越する諸施設、優良なる工業上の智識と技術とを有することを必要とする。我國が對支關係に於てのみならず、世界に於ける將來の大經濟戰に於て勝利者となるの必要條件たる優秀なる文化を有する爲めには何よりも先づ理化學の研究を盛にし、義務教育を振興するを急務とする。

我國の理化學が未だ幼稚であつて、歐米諸國の後塵を拜するに過ぎぬことは顯著なる事實であるが、之は日本人の頭腦が歐米人に比較して劣等なるが故ではなく、之に保護獎勵を加ふることが十分でないからであるやうである。世界大戰中我國に於て創設せられた理化學研究所の如き當時世間より大に其の必要を認識せられ十分なる研究資金を得る見込であつたが、其の現狀は如何。

寄附金豫定の如く、糺まじす資金不足を告ぐる結果、今より十年の後には閉鎖せねばならぬ悲惨なる運命に在るさうではないか。斯くの如く我國の朝野が工業の基礎たる理化學の保護獎勵に冷淡不熱心であり乍ら其の進歩を望むは、恰も木に縁つて魚を求め氷を抱て暖を欲するが如きであると云はねばならぬ。義務教育の振興も亦急務である。此點に關して多少卑見を有つてゐるけれども之を詳論することは本論文の目的でないから、茲には單に現在の義務教育の内容を充實し其の能率を高めると共に、事情が許すならば義務教育期間を延長して少くも現在に二箇年を加ふることは我が工業發展の基礎として必須であることを一言するに止めて置きたい。

此の理化學研究獎勵義務教育振興の爲めには可なり巨額の國帑を要するが、幸なることには軍備縮小に依つて生ずる財政上の剩餘があるから之を此の目的に使用したい。政界及び實業界の一部には此の剩餘を免づ租税の輕減民力の休養に充つべしと主張する者があるけれども、私としては先づ如上の目的に支出し、尙殘餘ある場合に之を國民負擔の輕減に振向けるべきであらうと思ふ。支那の關稅引上は支那の工業振興に好機會を與へ其の將來は極めて有望である。我國の朝野が對抗戰の準備を怠たるならば恐らく噬臍の悔があらう。

(註九) 支那に於て日本人の經營する紡績業の發展を觀るに民國七年には支那の紡績總產數百三十五萬鍾中十七萬鍾、民國九年には總產數百四十七萬鍾中三十六萬鍾、民國十年には總產數百七十萬鍾中三十九萬鍾に上つた。